

ジビエ消費拡大イベント開催業務企画提案公募実施要領

福岡県では、ジビエ消費拡大イベント開催業務を委託するにあたり、受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 委託事業名

ジビエ消費拡大イベント開催業務委託

2 事業内容

- (1) 県産ジビエの消費拡大を図るため、「ふくおかジビエの店」と連携したイベントを開催する。
- (2) これまでジビエを食べたことのない層を対象に、ジビエに対する興味・関心を喚起し、ジビエ文化のさらなる発展につなげる。
- (3) 認定店を目指す飲食店を対象にした、ジビエ調理講習会を開催する。

※詳細は別添業務委託仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 委託費

9,500,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 企画提案公募参加資格

次のすべての要件が備わっていること。

- (1) 福岡県内に本店又は支店等の事業所を有すること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 参加資格の失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 上記5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提出等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

7 企画提案公募スケジュール

(1) 事業説明会

- ①日 時 令和7年7月7日（月） 14：00～15：00
- ②場 所 農林水産部会議室（県庁地下1階）
- ③申 込 説明会にご出席される方は、別紙「参加申込書」を令和7年7月1日（火）17時までにFAX又は電子メールにより、福岡県農林水産部経営技術支援課までお送りください。
※説明会への出席は応募要件とはしません。

(2) 企画提案書の提出

- ①提出期限 令和7年7月30日（水） 17時 必着
- ②提出方法 持参又は郵送（7月30日までの消印有効）
※電子メール及びFAXでの提出は受け付けません
- ③提 出 先 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県 農林水産部 経営技術支援課 鳥獣対策係（県庁北棟5階）
- ④申 込 提案を希望される方は、別紙「参加申込書」を令和7年7月14日（月） 17時までにFAX又は電子メールにより、福岡県農林水産部経営 技術支援課までお送りください。

(3) 書類審査（一次審査）

事業者から提出された企画提案書類をもとに書面による一次審査を行います。
一次審査（書面審査）合否通知 ： 令和7年8月13日（水） （予定）

(4) 企画コンペ（二次審査）

複数社の提案を企画コンペ型式による二次審査において審査し、最も優秀な提案を行った事業者と委託契約を締結します。

- ①日 時 令和7年8月27日（水） 14：00～
- ②場 所 吉塚合同庁舎Y804会議室（8階）

(5) 二次審査（企画コンペ）合否通知、受託予定者の決定

令和7年9月3日（水） （予定）
※結果については電話及び文書で通知します。

(6) 契約の締結

令和7年9月12日(金) (予定)

8 企画提案公募実施手続

(1) 企画提案書類の様式及び提出部数

①企画提案書様式：A4判横置き、片面印刷

②提出部数：6部

＊ 全てのページには社名等を記載しないでください。

(2) 企画提案書類の内容

提案対象となる事業内容は、別紙業務委託仕様書のとおりとします。

(3) その他

- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用します。
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。

9 契約について

(1) 契約締結

契約にあたっては、選考された企画提案書をもとに細部について県と受託予定者で打合せを行った後、改めて見積書を提出していただき、予定価格の範囲内で契約を締結します。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とします。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付することとします。

なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還します。

また、次の場合には契約保証金が減免されます。

- ①福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合。
- ②過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 委託料

委託料は、業務の実施に必要な全ての経費を含むものとします。

(4) 暴力団排除条項

福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとします。なお、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

1 0 完了報告

委託期間満了後、速やかに業務完了報告書を提出してください。

なお、事業実施に要した経費については、収支を記載した帳簿を備え、振込伝票、領収書等の経理状況を明らかにしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

1 1 問い合わせ先

福岡県農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係 担当 河野、成瀬

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL 092-643-3560 FAX 092-643-3516